

3 休日に活動を行う地域クラブについて

- (1) 南陽市スポーツ文化芸術クラブ（仮称）を設立し、地域クラブの運営や活動を支えます。
- (2) 地域クラブは、南陽市スポーツ文化芸術クラブ（仮称）に加盟する団体であり、国や県、市の認定基準に従い、市が認定したクラブとします。
 - ※地域クラブは、市内中学校に設置している部活動の種目に限らず、スポーツ及び文化芸術分野において幅広く捉えて設定します。
 - ※現在、地域クラブとして活動する団体を募集しています。
- (3) 地域クラブの指導者は、市が提供する指導者研修会に参加し、修了証を得た方のみが対象となります。
- (4) 南陽市スポーツ文化芸術クラブ（仮称）及び地域クラブにおいて受益者負担が発生します。ただし、生徒が地域クラブで活動しやすくするために、市費を含めた公的資金の投入を検討しています。
 - ※南陽市スポーツ文化芸術クラブ（仮称）については、入会金、月活動費（指導者の報酬、保険加入料、システム（アプリ）使用料、事務局雇用費を予定しています。
 - ※各地域クラブについては、必要なユニホーム代や大会参加料等を地域クラブの実情に応じて徴収します。
- (5) 地域クラブの活動場所は、市内公共施設や各中学校施設を想定しています。
 - ※地域クラブの実情や大会参加等により、会場が上記施設と異なる場合もございます。
 - ※活動場所までの移動は、各クラブ、各自での対応となります。

4 その他

- (1) 部活動地域展開検討委員会では、引き続き、地域スポーツ・文化芸術活動の整備等を行ってまいりますので、上記以外の詳細につきましては、随時ご連絡いたします。
- (2) ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせ願います。

南陽市教育委員会は、これからも児童生徒の将来にわたる楽しみや喜び、生きがいを創造していけるよう努めてまいります。

南陽市部活動地域展開検討委員会 事務局
南陽市教育委員会
学校教育課指導係・社会教育課社会体育係
TEL 40-3211（内線 516・523）FAX 40-3388
E-mail:gakkyo2@city.nanyo.yamagata.jp
syakyo3@city.nanyo.yamagata.jp